

# STI (SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) 発展のための投資奨励政策による業種増加

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)  
投資委員会(BOI)布告  
No. 4 / 仏暦 2547 年(2004)

**件名 STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)発展のための投資奨励政策による業種増加**

投資奨励法の増補改正(第3版)仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および 31 条の第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No.1 仏暦 2547 年 1 月 9 日付 件名 STI(SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION)発展のための投資奨励策による業種増加の布告を発する。以下による。

1. 自動車産業の第 1.2 項に、エアまたはガスコンプレッサー製造事業(業種 4.20)を増加する。
2. ICT 産業の第 1.3 項に、電気器具製造(業種 5.2)および電気製品用の部品または備品の製造(業種 5.3)事業を増加する。
3. 直接の STI 開発奨励事業に関して第 3 項に、航空機の部品備品あるいは航空機上で使用する用品を含む航空機の製造、修理事業(4.7)を増加する。

これに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)1 月 26 日から有効となる。

告示日 仏暦 2547 年 3 月 31 日

チャバリット・ヨンチャイユット  
副首相  
首相 代行

注: この翻訳は、2004 年 3 月 31 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。

(非公式翻訳)  
投資奨励委員会事務局説明書

件名 STI (SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) の開発を奨励する事業の奨励実施方針

投資委員会布告 1/2547 号 仏暦 2547 年(2004 年) 1 月 9 日付 件名 SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION - STI の発展のための投資奨励策布告をもって、直接 STI 開発奨励事業を、国家にとって特別な有用で重要性を持つ事業として規定した。ゾーンにかかわらず、第 31 条第 2 段による免除となる法人所得税の割合を定めないものとした、8 年間の法人所得税免税の権利恩典を付与する。これらに関して、販売あるいはサービス付与から直接得られる所得、または、商業用に連なる生産より得られる所得は、奨励を受けた事業からの業績とし、自らの生産あるいは他者を雇用しての生産にかかわらず、奨励を受けた所得と見なす。

タイ国内の自ら行なう当該研究開発の業績についての検討に際しては、奨励を受けたプロジェクトの下にあり、商業用に続く生産に導入するものとし、自らの生産あるいは他者に委託しての生産にかかわらず、当該奨励を受けた所得と見なすものとし、投資奨励委員会事務局は、以下の実施方針の説明をさせていただきます。

1. 投資奨励を申請する者あるいは奨励を受けた者は、プロジェクトの許可あるいはプロジェクトの変更申請の段階から、研究開発の業績を商業用の生産に取り入れることができることを示さなくてはならない。自らの生産あるいは他者に委託しての生産にかかわらず、研究開発の業績を生産に取り入れることから生ずる製品および製品製造力(生産力)を明記しなくてはならない。
2. 自らの生産に、研究開発の業績を導入する際には、研究開発に並存する製造部分の許可を検討するものとする。以下による。
  - ・ 製造の部分で増加する投資
  - ・ 研究開発事業の期限延長の原則による生産部分の機械輸入期限の延長を与えること。
  - ・ 輸出のための生産の場合には、合わせて 36 条の権利恩典を増加付与する。
3. 奨励を受けたプロジェクトで、国内で自ら行なった研究開発の業績か否かを検査する手順として、以下の原則により検討する。
  - ・ 発明部部分、製品のデザインの patents 証書、および Petty Patent Model
  - ・ 関係全体図
  - ・ 国家科学技術開発事務局より研究および技術開発プロジェクトであるとの保証証書
  - ・ 研究開発に関係する公共機関あるいは機関からの技術方面の研究開発プロジェクトであるとの証明書

皆様へお知らせします。

投資奨励委員会事務局  
仏暦 2547 年(2004 年) 3 月 2 日

2004 年 3 月 2 日の STI の奨励を行なう実施方針であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。

(非公式翻訳)

STI (SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) の確立を支援する業種類に関して、STI を支援する投資奨励政策による権利恩典を付与する原則に基づく、奨励申請文書の説明書

1. STI 発展のための投資奨励政策により、奨励を受ける申請をする枠内にあるプロジェクト

SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION の発展のための投資奨励政策すなわち STI 政策の下で、奨励申請者が、奨励を申請しようとするプロジェクトは、1 / 2547 の委員会の布告で既に述べられている競争力の増進を発展する STI の確立を支援する業種類 (群) に定めてある、あるいは、委員会が増加許可した業種による事業に位置付けられていなくてはならない。奨励を申請する者は、以下に定めた 4 つのケースのうちの最低 1 つのケースの条件による資格を持たなくてはならない。

- (1) 最初の 3 年間の経費を平均して、年間売上の 1 - 2 % 以上の研究開発あるいは設計 (デザイン) 経費を有する。
- (2) 最初の 3 年間に、全労働者の 1 - 5 % 以上の技術、研究開発、あるいはデザインに關係する科学 (理学) あるいはその關係の学士以上の教育課程を修了した人材の雇用があること。
- (3) 1 ヶ月当たりの賃金支払いに比較し、タイ人の人材研修面で、最初の 3 年間に 1 % 以上の経費支払い部分があること。
- (4) 最初の 3 年間の経費を平均して、年間売上の 1 % 以上の、タイ人の下請けの能力発展に対して経費を支払い、あるいは、教育關係機關の支援の経費があること。

これらに関して、奨励を申請する者は、奨励受理申請段階以後の「奨励申請書」とあわせて「STI 発展のための投資奨励策による権利恩典の付与原則による奨励申請書構成フォーム」の提出により、STI 政策下の奨励受理を申請しなくてはならない。この検討原則は、仏暦 2546 年 11 月 19 日以後提出する奨励申請書に対して、あるいは、この前に提出しているが奨励を付与する許可を受けていない奨励申請書に対して有効となるものである。

申請者は、STI 政策による増加した権利恩典を受け取るために、その資格と実行計画を明記しなくてはならない、また、以後すでにのべた資格を変更することはできない。

受ける権利恩典とは、機械の輸入関税の免除、限定を課さない法人所得税の免除である。通常 1 年毎の増加した法人所得税の免除の権利恩典を受けるものであるが、8 年を超えない。

2. ケース毎の条件による資格の詳細

資格 1 : 最初の 3 年間の経費を平均して、年間売上の 1 - 2 % 以上の研究開発あるいは設計 (デザイン) 経費を有する。

- ・ 研究開発あるいはデザインの経費とは、以下に述べる詳細による基礎的な産業研究および応用研究を意味する。
  1. 経済的な価値をもつ新たな知識を探求するため、あるいは、既存の知識から発展のための明確な目的をもつ実験面、理論面、あるいは実効面の業務の遂行、
  2. 基礎的な知識体系からの実用性を見つけ出すこと

3. 実用応用のための公式考案あるいは設計考案
4. 製品、サービス、プロセス探求あるいは方法の選択のための試験
5. オリジナル部品、模型、開発の設計シリーズ、建設、試験
6. 新テクノロジーあるいは既存製品の改善に係る製品、プロセス、サービスあるいはシステムの重要な意味を持つ設計
7. プロトタイプ製品の開発
8. 先進的な生産プロセスの構築
9. 新製品/プロトタイプの開発に係る生産プロセスあるいは先進的な生産プロセスの建設などの問題点を解決変更のための技術面の研究
10. 商品の研究開発、プロトタイプの製品開発、あるいは、先進的な生産プロセスの建設に直接関係する新しい産業工学および新機械の設置
11. プロトタイプの製品開発あるいは先進的な生産プロセスにつながる新しい製品生産あるいは製造プロセスのための設計

・経費リストは、以下をもって構成される。

- 賃金 / 給料
- 工具備品費
- 研修費用
- 試験室のサービス使用料
- 研究用の原材料および必要資材代
- 改善修理経費
- その他に使用する経費（実行に使用する経費と工具備品の経費を合わせる以前のプロジェクト経費の30%を超えてはならない。）

これらに関して、税務局からの許可を受けた複数の者からなる他の機関を雇用する経費とあわせするものとし、所得税に係わる告示（第3号） 仏暦 2539年 12月 16日付、研究及び技術開発事業を受ける国家機関あるいは個人を指定する件による研究および技術開発の業を行なう者が研究を行なっているものとする。

・年間売上額に対する使用経費の割合規定 奨励の受理申請を表明したプロジェクトによる売上額から考慮し、規定した割合による奨励受理を申請した事業から最初に所得を得た日から数えて3年間の研究開発あるいはデザイン開発の経費がなくてはならない。

以下による。

- 販売額 10億バーツを超えないものは、奨励受理を申請した部分の販売額の2%を下回らない経費使用額がなくてはならない。
- 販売額 10億バーツを超えるものは、奨励受理を申請した部分の販売額の1%を下回らない経費使用額がなくてはならない。

自然人の所得税支払い性格のもの及び経費額の計算方法は、事業を開始してあるいは3年を過ぎて使用した経費の最初の3年間に関して、年毎に規定した率に従わなくてはならず、STI 第1項の申請フォームの詳細による最初の3年間に関しての年平均を下回ってはならない。

・奨励受理を申請した者は、検討要件として最低3年間の研究開発計画を提出しなくてはならない。以下の詳細による。

#### 第1部 研究開発およびデザイン計画（最低3年間）

- 事業の目的
- 知識体系の根源
- 人員（研究者及び顧問の研究開発あるいはデザイン職歴を添付）
- 道具・備品（道具備品のカタログ、見積書を添付）

- 原材料および必要資材
- 人材養成カリキュラム
- 研究を行なうその他の機関の雇用計画（ある場合）
- 実施期間およびその段階

## 第2部 受けるメリット

**第2項の資格、S&T あるいは関係分野の学士以上の人材の雇用は、最初の3年間の全雇用者の1 - 5%以上でなくてはならない。**

- ・ ファッション方面産業、すなわち、天然繊維あるいは人造繊維の製造、綿糸の製造、布の製造、漂白・染色・仕上げ、プリント仕上げ、装身具の製造、装身具の部品の製造、宝飾品産業、皮革あるいは人工皮革製品の製造、1%を下回らない雇用者比率でなくてはならない、また、その他の産業類に関しては、5%を下回らない雇用比率でなくてはならない。
- ・ 比率部分の計算には、奨励受理を申請するプロジェクトを合わせた企業全体の合わせた状態を考慮するものとし、最初の3年間に関して毎年、規定した比率によらなくてはならず、第2項のSTI申請書構成フォーム内の詳細に従い、社会保障事務局のSPSの1 - 10内に述べられている総計による、1年あたりの労働者総数の平均を使用するものとする。
- ・ 前述の人材の雇用は、STIに係わる事項を行わなくてはならない、また、申請者は、詳細に思考体系の活用を示さなくてはならない。

**第3項の資格 タイの人材研修面の経費と月給支払い経費の部分および Payroll は、最初の3年間は、1%より以上でなくてはならない。**

- ・ 研修経費とは、タイ人の人材研修に関して、inhouse training あるいは外部への派遣研修を問わず、国内で実際に生じた支払い経費を意味する。これらに関しては、関係カリキュラムの登録費用のみ、人材を海外に派遣し研究させる経費を含ませるものとする。
- ・ 月給支払い経費および Payroll には、タイ人および外国人を含み、税法40条(1)による税務局の定義にあたるものとして、当該人が受け取るさまざまな福利を合わせるものとする。
- ・ 研修経費は、第3項のSTI申請書フォームの詳細に従い、最初の3年間の毎年規定した比率によるものでなくてはならない。

**第4項の資格 タイの生産下請け者の能力開発の使用経費、あるいは関係教育施設の支援の使用経費は、最初の3年間の平均売上額の1%以上でなくてはならない。**

- ・ タイの生産下請け者の能力開発の使用経費とは、奨励受理申請者が、原材料/部品生産者に対して、生産あるいは製品の開発の支援に派遣する担当者に関して使用する経費を意味する。51%を下回らないタイ資本株主を有する法人である顧客を含むものである。
- ・ 教育施設の支援に使用する経費とは、訓練センターあるいは訓練所を含み、教育施設に対しての支援金の付与することを意味する。奨励の受理を申請する者の事業に関する中心分野あるいは支部の研究を行わせるための国家あるいは個人の双方を含むものである。
- ・ (奨励受理を申請したプロジェクトに対して) 前述の使用経費とは、3年間として各年に定めた比率によるものか、あるいは、最初の3年間に使用する経費の全部によるものでなくてはならず、第4項のSTI申請フォーム様式の詳細に従い、最初の3年間の平均比率を下回ってはならない。

投資委員会事務局  
仏暦 2547 年 2 月 18 日

2004 年 2 月 18 日の STI の奨励政策による権利恩典を付与を申請する書式内容についての指示書であるが、実際の運用にあたっては、原文（タイ語）を参照願います。

(非公式翻訳)

担当官用 申請文書番号・・・ 日時
-------------------------

**STI (SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION) の確立を支援する業種類に関して、STI を発展させるための投資奨励政策による権利恩典を付与する原則に基づき、奨励を申請する文書構成フォーム**

私 \_\_\_\_\_ 企業 / 生協 / 財団 \_\_\_\_\_

奨励申請 \_\_\_\_\_

事業の種類 \_\_\_\_\_

STI 確立を支援する業種類で STI ( SKIL, TECHNOLOGY & INNOVATION ) を発展させるための投資奨励政策による権利恩典を付与する原則による業種である。

STI 政策により権利恩典を申請する目的を持つものであり、投資委員会が規定する資格により実施するものである。以下による。

- (     ) 1 . 最初の 3 年間の研究開発あるいはデザインの平均経費がある。
    - 最高販売額 10 億バーツを超えないものは、この部分の最高販売額の 2 % を下回らない経費使用額がなくてはならない。
    - 最高販売額 10 億バーツを超えるものは、この部分の最高販売額の 1 % を下回らない経費使用額がなくてはならない。
  - (     ) 2 . 研究開発、あるいはデザインに関係する科学 ( 理学 ) あるいは学部  
の学士以上の教育課程を修了した人材雇用がある。
    - (     ) 最初の 3 年間に全工業労働者総数の 1 % を下回らない。(ファッション産業に関して)
    - (     ) 最初の 3 年間に全工業労働者総数の 5 % を下回らない。(その他の産業に関して)
  - (     ) 3 . 月給に対応してタイ人人材研修方面に使用する経費支払い部分があり、また、最初の 3 年間に 1 % を下回らない賃金があること。
  - (     ) 4 . 3 年間平均で年当たり最高販売額の 1 % を下回らない、タイ人の生産受託者の能力を開発の経費支払い、あるいは関係教育施設支援の経費支払いがある。
- 1 . 3 年間平均開発経費あるいはデザインの経費支払いの詳細、最低 3 年間の研究開発費詳細を添付する。(注 3 による。)
- 最高販売額 10 億バーツを超えないものは、このプロジェクトの最高販売額の 2 % を下回らない経費使用額がなくてはならない。
  - 最高販売額 10 億バーツを超えるものは、このプロジェクトの最高販売額の 1 % を下回らない経費使用額がなくてはならない。

(単位：1,000 パーツ)

	1 年目	2 年目	3 年目	3 年間の合計
1. 雇用費 / 研究者の月給				
2. 顧問 / 専門家雇用経費				
3. 道具 / 備品経費				
4. 原材料 / 副資材の経費				
5. 改良・修理経費				
6. セミナー経費				
7. 検査サービス使用経費				
8. オペレイティング コスト1)				
9. 研究を行なう他の機関の 委託経費				
10. 研究開発およびデザイ ンの使用経費総合計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9)				
11. 最高売上額				
12. 年毎の段階毎の研究開 発、あるいはデザインの 使用経費				
12.1 最初の最高 10 億パーツの 2 %				
12.2 10 億パーツを超えた部分 の 1 %				

注

- 1) オペレイティングコスト 道具・備品代を合計する前のプロジェクトの経費の 30%を超えてはならない。
- 1) 3年間の平均原則による段階ごとの研究開発あるいはデザインの平均開発経費計算の事例

(単位：1,000 パーツ)

	1 年目	2 年目	3 年目
最高販売額	500	1,000	1,200
研究開発費			
- 最高販売額の 1 %	-	-	2
- 最高販売額の 2 %	10	20	20
3年に関する研究開発経費 合計	52		

- 2) 研究開発あるいはデザイン計画の詳細

**第1部 研究開発あるいはデザインの計画 (最小3年間)**

- 事業実施の目的
- 知識体系の根源
- 人材 (研究者および専門家の研究開発あるいはデザイン方面の職歴書の添付)
- 道具 / 備品 (道具 / 備品のカタログ及びあるいは価格証憑の添付)
- 原材料 / 副資材
- 人材研修カリキュラム

- 研究を行なうその他の機関の委託計画（ある場合）
- 実施の期間およびその段階

**第2部 予測される成果**

**2. 科学、研究開発あるいはデザインに関する分野の学士以上を卒業した人材の詳細雇用経費の詳細と組織図(organization chart)を添付する。**

- ( ) 最初の3年間の全雇用者の1%を下回らない。(ファッション産業に関して)
- ( ) 最初の3年間の全雇用者の5%を下回らない。(その他の産業に関して)

	第1年目	第2年目	第3年目
政策による該当人材の雇用 <sup>1)</sup>			
1. 理学・エンジニア関係(人)			
2. 研究技術関係(人)			
3. デザイン関係(人)			
4. 合計(1+2+3)			
5. 企業の総雇用者(人) (全ての教育レベルを含む)			
6. 規定による人材の雇用割合 (4/5) パーセント			

注

- 1) 人材の雇用の検討基準は、教育レベルから検討するものとし、卒業した分野に相応な業務を行なわなくてはならない。
- 2) 人材の雇用比率の計算は、奨励を受けたプロジェクトに対応する企業全体を合わせた状態を検討するものとし、最初の3年間の各年、規定された比率に従わなくてはならない、社会保険事務局のS・P・Sに報告する総数による年毎の労働者総数の平均を使用するものとする。
- 3) 雇用詳細の事例

番号	教育水準(分野)	役職	責任分担
1.	工学士(機械)	工場エンジニア	生産管理監査
2.	工芸(デザイン)	デザイナー	衣服製品のデザイン
3.	理学士(化学)	分析	実験室における製品品質検査

**3. 奨励を受理申請するプロジェクトに対して、最初の3年間の1%を下回らない月給および雇用費(工賃)に対応するタイ人材の研修面に使用する経費の詳細**

	1年目	2年目	3年目
月給および工賃の使用金額 <sup>1)</sup>			
1. 月給			
2. 工賃			
3. ボーナス、超過勤務、その他厚生費用			

4 . 総計 ( 1 + 2 + 3 )			
研修費 ( タイ人に対して ) 2 ) 4 )			
5 . 国内 5.1 企業内 5.2 企業外			
6 . 外国 3 )			
7 . 計 ( 5.1+5.2 + 6 )			
8 . 基準による経費使用割合(7/4) の パーセント			

注

- 1 ) 月給および工賃には、国家歳入法 40 ( 1 ) による種々の厚生経費を合わせること。すなわち、労働者の雇用から生じる所得は、月給、工賃、日当、ボーナス、年金、報償、恩給、住居手当、雇い主が家賃なしで提供する家から計算される金額 ( 家賃相当の金額 )、被雇用者が支払うべきであるが雇用主が支払う負債金額、タイ人および外国人を含み被雇用者として受け取る資産あるいは便益
- 2 ) タイ人用に計算された研修経費、企業内の従業員が自ら研修員となる場合には、研修員の月給の率に相当する総研修時間から計算するものとする。
- 3 ) 外国での研修は、登録料のみを算定する。
- 4 ) カリキュラムの基本原則は、奨励の受理を申請する事業の生産、技術開発に直接関係するものでなくてはならない。

- 4 . タイの下請け生産者の能力を開発する経費、あるいは関係教育機関の支援経費の詳細。奨励の受理を申請するプロジェクトに対するもので、最初の3年間の平均、最高の販売額の1%を下回らないもので、注3により支払い経費の詳細を添付する。

(単位 : 1,000 パーツ)

	1年目	2年目	3年目	合計3年
1 . タイ下請け生産者の能力を開発する経費額 1 )				
2 . 教育機関の支援経費額				
3 . 年当たり上記経費の総額 ( 1 + 2 )				
4 . 最高売上				
5 . 最高売上に対する能力開発の経費割合 ( 3 / 4 )				

注

- 1 ) タイの下請け生産者の能力開発の経費とは、タイ投資家が51%以上を有する法人である顧客を含み、原材料生産 / 部品生産者に対して、生産 ( 製造 ) あるいは製品開発を支援するために派遣する投資奨励受理申請者の人材に関する経費を意味する。
- 2 ) 教育機関の支援経費とは、奨励受理申請者の業務に関して本来あるいは関係の研究を行なうための国家あるいは民間を含み、研修センターあるいは機関までを含んだ教育機関に対しての支援金を供与することを意味する。
- 3 ) タイの下請け生産者能力開発の経費あるいは関係教育機関の支援経費の詳細事例、以

下の事例による。

タイの下請け生産者能力の開発の経費（単位：1,000 バーツ）

番号	支援を送ろうとしている企業の詳細			経費の形態	1年目	2年目	3年目	3年合計
	企業名	タイ資本割合 (%)	製品					
	合計							

教育機関の支援経費（単位：1,000 バーツ）

番号	支援を与えようとしている機関の詳細	1年目	2年目	3年目	3年合計

私は、上記の事項について、真実または私の見解において最良の積算であることを保証いたします。

署名 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

注：企業が設立されている場合には、登録されたところに従い、取締役の署名と社印を押さなくてはならない。

STI を申請する文書構成についての指示書であるが、実際の運用にあたっては、原文（タイ語）を参照願います。